

ID: 92

担当部署: 健康福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	長門市応急診療所条例 第7条ただし書き		
例規番号	平成25年条例第24号		
<p>【根拠条文】 (使用料等の納入) 第7条 第5条に規定する使用料及び前条に規定する手数料(以下「使用料等」という。)は、診療又は診断書等の交付の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者に対しては、使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 長門市応急診療所条例施行規則 (使用料等の減免の基準) 第2条 条例第7条第2項の規定により使用料又は手数料の減免を受けることができる者の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者 (2) その他特別の理由があると認められる者</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日